

2008 人事委員会勧告に関する声明

2008 年 10 月 10 日 東京清掃労働組合

本日、特別区人事委員会勧告が出された。月例給、期末・勤勉手当とも概ね民間と均衡しているとし、改定なしとしている。勤務時間は、1 日あたりの勤務時間を 15 分短縮し 7 時間 45 分とし、1 週間あたりの勤務時間を 38 時間 45 分に改定することが適当とした。また、休息时间については、早急に廃止すべきとしている。その他には、給与カーブのフラット化や勤勉手当への成績率のさらなる反映等の報告がされた。

わが組合は、比較対象企業規模は 100 人以上にすべきであると主張し続けてきた。残念ながら今年も我々の要求は実現しなかった。それどころか昨年の調査では 50 人以上の企業は 177 所で 18.8%であったが、今年度は 185 所で 19.3%とさらに小規模企業が増加する結果であった。50 人以上の企業の割合を増やしたことは国に合わせた結果であり、国、人事院に追随するものである。特別区人事委員会が中立の第三者機関としての自立性・主体性を放棄しているは明らかであり、労働基本権制約の代償機関としての役割を一定程度は果たして入るものの極めて不十分である。

今春闘における連合その他の調査では、民間企業労働者の賃金は一定の改善が図られたとの結果となっている。我々の要求どおりに調査対象企業規模を従前の 100 人以上に戻せば、春闘における民間企業の賃金改善状況が特別区人事委員会勧告にも反映されていたはずである。極めて残念な結果であった。

総務省の「技能労務職員の給与に係る基本的考え方に関する研究会」は、8 月 22 日に「中間とりまとめ」を公表した。このまとめでは、「現業職員が労使交渉を職員団体と一体的に行っていることや同時並行的に行うことが、現業職員の給与決定に影響を与えている。」と言及している。このことは、地方自治体における労使交渉・労使関係のあり方への干渉であり、不当な介入である。

地方行政では、行政系職員と技能系職員がそれぞれ独立しつつも共に協力し、行政の両輪となって業務を遂行している。「中間とりまとめ」ではそれらの実態や職務の困難度等は全く考慮されていない。労働者代表が参加しない「研究会」が、地方自治体における労使交渉・労使関係のあり方を検討し言及することは認められない。労使自治の観点から極めて重大な問題であり、不当なことである言わざるを得ない。

今次確定闘争は、総務省の不当な介入や圧力に屈することなく首都東京に働く清掃労働者の勤務条件・労働条件確立のため清掃業務の特殊性・困難性を考慮した納得できる賃金制度、人事・任用制度構築と勤務時間短縮の早期実現に向けて組織の総力で闘い抜くものである。

以上